

公的研究費の管理・監査のガイドライン

(目的)

第1条 本ガイドラインは、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、川村学園女子大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、不正使用を防止し、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 本ガイドラインにおいて「研究者」とは、本学の専任教職員及び本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究にかかわるときは「研究者」に準じる。

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者には学長をあて、職名を公開する。最高管理責任者は、本学の公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者には副学長をあて、職名を公開する。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 コンプライアンス推進責任者には学部長・研究科長・事務部長をあて、職名を公開する。コンプライアンス推進責任者は、公的研究費に関する事務の、実質的な責任と権限を持つ。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、誠実に研究費を執行しなければならない。

(行動規範)

第7条 公的研究費の不正使用を防止するため、「公的研究費等の使用に関する行動規範」を策定する。

(ルールの明確化)

第8条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費に係る事務手

続に関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

(研修会の開催)

第9条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、「研究者の行動規範」を全学に周知徹底するとともに、研究者の公的研究費に対する意識向上のため、公的研究費の適正執行に関する研修会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

(誓約書)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての関係者に対して、遵守事項の意識づけをはかるために「誓約書」の提出を求め、不正防止に努めなければならない。

(研究不正防止委員会)

第11条 公的研究費の管理に関わって、不正又はその疑いがあり、最高管理責任者が調査の必要があると認めたときは、研究不正防止委員会を招集する。

(懲戒)

第12条 公的研究費の管理に関わって、不正が確認された者は、服務規程に基づき懲戒を行う。

(不正防止)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

(不正防止計画の推進)

第14条 コンプライアンス推進責任者及び事務部は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画を策定・実施しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第15条 公的研究費の執行に当たっては、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、学内諸規程により公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第16条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(納品検収)

第17条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、事務部に納品検収の窓口を設け、検収担当者を置く。

- 2 検収担当者は、別に定める規程等に従い、納品書等と現物を照合し、納品書等に所定の検収印を押印しなければならない。
- 3 データベース、プログラム、デジタルコンテンツ等の作成開発、又は機器の保守点検等の特殊な役務の納品検収については、次のとおり行う。
 - (1) 有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等の書類で検収担当者が納品検収を行う。
 - (2) 有形の成果物がない場合は、完了報告書等の書類の確認、研究者及び業者等への聞き取り調査により納品検収を行う。

(不正関与業者への対応)

第 18 条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、「固定資産及び物品調達規程」により、取引停止を行うことができる。

(相談窓口)

第 19 条 公的研究費の使用に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を、事務部に設置する。

(通報・告発窓口)

第 20 条 研究活動における不正行為等に関する通報・告発窓口を、事務部に設置する。

(内部監査)

第 21 条 公的研究費の管理及び事務の取扱いについて、内部監査を実施する。

- 2 内部監査の結果は、最高管理責任者に報告する。

(モニタリング)

第 22 条 コンプライアンス推進責任者のもとに、公的研究費の執行状況を日常的に点検する。

(監事・監査法人との連携)

第 23 条 内部監査担当と監事及び監査法人とが相互に連携し、監査の効果が発揮できるように努める。

(改廃)

第 24 条 本ガイドラインの改廃は、学長が行う。

附 則

このガイドラインは、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。